

主编 汤重南

日俄战争史料

20

线装书局

主编 汤重南

日
俄
战
争
史
料

(第二十册)

常州大学图书馆
藏书章

线装书局

第二十冊

日露交戰紀念錄(三)下卷

内田安藏 吉田文彦 著

明治三十九年三月

.....一

下卷

日露交戰紀念錄（三）

内田安藏 吉田文彦 著

明治三十九年三月

●附屬書第一號(英佛兩文)

露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政事上軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本國が韓國に於て必要と認むる指導保護及監理の措置を執るに方り之を阻礙し又は之に干渉せざることを約す韓國に於ける露西亞國臣民は他の外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく之を換言すれば最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし尙日露兩國は一切誤解の原因を避けむが爲露韓間の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上措置を執らざることに同意す

●附屬書第二號(英佛兩文)

第二日本國全權委員は露西亞國全權委員が第二條第一段を承諾したることを領し并に同條の殘部に關し同委員の爲したる宣言に鑑み左の意義に同條款を修正せむことを提議す

露西亞帝國政府は平和條約に附屬する別約の規定に従ひ日本國と同時に滿洲より全然撤兵すべきことを約す又露西亞帝國政府は其の占領又は監理の下に在る滿洲全部を舉げて全然清國

の專屬行政に還附することを約す尙同政府は滿洲に於て清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若は屬的讓與若は免許を現に有せず又將來之が要求を提出し若は援助をすることなかるべきことを聲明す

日本國全權委員は別約を以て同時撤兵の細目及び條件を確定するを緊要なりと思路す又同全權委員は露西亞國及び露西亞國臣民は滿洲に於て清國の主權を侵害し若は機會均等主義を無視する幾多の讓與及び免許を有せりとの感想を懷きたり帝國政府の唯一の希望は同地方に於ける清國主權及び行政を全く恢復し且均等待遇主義を復興するにあり

東清鐵道に關する諸問題は第七條及び第八條に於て之を考量すべし

●附屬書第三號

八月十四日朝の會議に於て第一條の文言を決定し同日午後の會議に於て第二第三兩條を討議決定し同六時散會せり

●媾和會議錄第四號

明治三十八年八月十五日の會議

午前十時開會

列席者

日本國 媾和全權委員小村男爵高平氏及び媾和會議書記官佐藤氏安達氏落合氏

露西亞國 媾和全權委員ウキツテ氏ローゼン男爵及び媾和會議書記官ドブランソン氏

コロストヴエツ氏ナポコフ氏

各全權委員は清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲執ることあるべき措置を阻礙せざることを日露兩國に於て約束することに關する第四條の討議に進めり

日本全權委員は此の條に關する露國全權委員の同意を領し之に關し滿足の意を表せり次に小村男爵は日本が千九百年義和團事變後協定せられたる一般約束の結果として日清條約締結の交渉中滿洲に於ける某々場所を外國貿易の爲開かむことを清國に要求したりし時露國は故障を提起し後に至りて之を撤回したれども鐵道沿線に關しては尙依然として之を固持したる事實を擧げ將來の誤解を避くる目的を以て滿洲に於ける外國貿易の爲に既に開かれ又は今後開かるべき港又は場所に對して露國の意向を確め置きたしとの希望を述べたり

ウキツテ氏は之に答へて此等の事實は滿洲が混亂の狀態に在りし時代にして且鐵道の某々停車

場ばにのみ關かんしたることなりと云いひ且かつ露國こくは滿洲まんしゅうに於おける如何いかなる港かう又は場所ばしよたるを問とはず其その外國貿易ぐわいこくばうぎの開ひらかるゝことに反對はんたいせざることを約やくすべし但たがし此この約束やくそくの相互さうご的てきにして遼東方面れうとうほうめんを
含ふくむものたることを條件てうけんとすべしと云いへり

小村男爵こむらだんしやくは此この見解けんかいを承諾しょうだくし且かつ日本ほんは大連灣たいれんわんを露西亞國行政ろしあこくぎやうせいの下もとに在ありたる時ときと同様どうやうの條件てうけんに
於おて外國貿易ぐわいこくばうぎの爲ために開ひらき置おくことに故障こしやうなかるべき旨むねを聲明せいめいせり

各全權委員かくぜんけんゐんは敍上じやうじやうの諸點しよてんに付つき一致いちしたるを以もつて第四條だいどうは確定かくていのものみとと認めみとられたり（附屬書第
一號）

會議くわいぎは次に薩哈噠島さがれんとうに關かんする第五條だいごの討議とうぎに進すすめり日本全權委員ほんぜんけんゐんは此この問題もんだいに付つき露國全權委員こくぜんけんゐん
の意見いけん及び論結ろんけつに一致いちすること能あたはざる理由りゆうを舉あげたる一の英文覺書えいぶんおぼえしよに佛文翻譯ふつぶんほんやくを添そへて提出ていしゆつ

せり（附屬書第二號及第三號）

露國全權委員ろこくぜんけんゐんは此この覺書おぼえしよを閲讀えつどくしたる後尙其のちなほその回答書くわいたふし中第五條ちゆうだいごに對たいする部分ぶぶんに表明へうめいし置おきたる
意見いけんを變更へんかうすること能あたはざる旨むねを聲明せいめいし且かつ露國こくは極東きょくとうに於おける現勢げんせいを熟知じゆくちするものなるも薩哈
噠島れんとうの獲取くわくしゆは只事實ただじじつ上のことに止とどまり權利けんり的てきのものにあらざることを認みとむるの外ほかなき旨むねを述べた

小村男爵より右意見の理由を説明すべき旨の請求に應じウキツテ氏は曰く露國は其の國家の威嚴と相容るゝ總ての讓歩を爲す覺悟にして本會議中實質上一層重要なるも露國の威嚴に觸れざる問題に就き既に爲したる一切の讓歩は即ち其の證なり然れども日本を初め全世界の公認する條約の效力に依り充分の權利を以て獲得し三十年以上露西亞帝國の一部分を構成したる土地を讓與することは事物現在の狀態に於て露國は之に同意せざるべからざる程の地位に立到りたるものと認むること能はざる事項なりと小村男爵は大要左記の如き趣意を以て之に答へたり

古來大國にして其の領土を割讓したる歴史上の先例夥多なるを以て本件の場合に何等國民感情の問題あり得べきの理なし露國は屢々領土の割讓を要求したることありしも而かも依然として此等隣國と良好の關係を維持せり目下最も緊要なるは事務局を極端に推進せしむることなき様此處に於て本問題を協定するに在り薩哈噠島の領有は日本國に取り本來最も緊切にして且國家の安全に關する問題なり然るに露國に取りては其の國運に緊切なる部分と關係甚だ薄く只利害の問題たるに止る今を距ること約二百五十年此の地方に未だ露國人あらずりし時より日本は既に該島の或部分に於て其の權利を行へり即ち最初に派遣せられたる日本國官吏が該島を占領したるは千六百二十四年なり然るに露國人は千八百三年に至りて漸く該島に來り千八百五十年迄は

黒龍江地方及び薩哈噠島を領有せざりき夫の千八百五十一年に始まり千八百七十五年の條約により了りたる日露間の談判は露國に利益ある權利名義を設定するに至りたることは事實なり然れども日本人民の感情は此の處理の公平なりしことを認めず露國の薩哈噠島に關する舉動を以て侵略的にして且不可抗力と看做せり又地理上より之を觀れば薩哈噠島は日本群島の連續にして軍略上の見地よりすれば之を領有することは日本國の安全を保護するに缺くべからざることなり

ウキツテ氏曰く『爭ふべからざる記錄に徴したる歴史的事實は左の如し千八百七十五年迄は日本は薩哈噠島に於ては其南端に少數の散在せる漁場を有したるのみ該島の北部に至りては殆んど世に知られず且何人にも屬せざりき該島領有の權利は千八百七十五年の條約に依り初めて設定せられたるものにして該件約に依り日本は千島群島に換へて薩哈噠島に於ける露國の權利を認めたるものなり經濟上の見地よりすれば本員は該島は日本に取りて甚だ重要なることを認む想ふに是れ日本人民が該島の領有に重きを置く主要の理由ならむ本員等は此の理由に鑑み日本に對し總て爲し得べき讓與特に漁業に關する讓與を爲すの覺悟を有するなり然れども此等漁業權を享受する爲には該島を政事的に領有することを必要とせざるべし此の見地につき本員は先

刻小村男爵の述べられたる言辭を爰に引用せし男爵は云へり千八百五十年に於て露國人が黑龍江地方を領取したるとき彼等は又薩哈噠島を領取せりと是即ち露國人は既に此時代に於て薩哈噠島の領有は黑龍江地方の安全の爲缺くべからざるものたることを認めたりし證なり又今回の戦争は露國が決して薩哈噠島を以て日本に對する侵略の根據となすの意思なきことを充分に證明するものなり且該島は我邦に取り大なる防禦的價値を有す該島は我邦の門戸に於ける哨兵なり日本の慾望を惹起すは恐らく此事ならむ即ち日本は隣國の門戸に於ける哨兵たらむことを欲するものなるべし若し吾人が爰に盡力する目的たる鞏固なる平和の見地より此問題を觀察せば本員は確言せし薩哈噠島は日本に讓渡するよりも之を露國の領内に存せしむる方尙一層右の目的に合するものなることを加之隣邦間の戦争後領土を合併することは常に永續する怨恨を生ぜしむるものなることは歴史の吾人に證明する所なり即ち獨逸が千八百七十一年にアルサース及ローレンス兩州を合併したることは今日迄兩隣國々民間に存する不和の主因なり之に反し千八百六十六年に於て獨逸がビスマルク公の主張により奥國より土地を割取することを避けたる賢明の處置は其の結果今日迄存續する同盟となれり露國民は長年月間露國が正當の權利を以て平和的に領有し來りたる土地を失ふことを認諾すること能はず故に本件割讓は必ずや國を擧げ

て不滿の感情を惹起すべく吾人が最も熱心に希望する目的たる極東平和確定の事業を妨ぐるものなり』と

小村男爵は再び日本の歴史的權利の問題に言及し千八百年日本人間宮某海峡を發見し其名該海峡に與へられたる事實を挙げ且既に千八百三年に於て日本政府は該島のことゝに鞅掌したり尤も交通不便の爲其の事業は充分有效なる方法を以て行はるゝこと能はざりしも右の事實ありしことを確言し且千八百五十三年以來日本は銳意該島の政事を始めたれば露國が其後或は占領に依り或は外交に依り其の領有を獲得したることは日本人の常に觀て以て侵略的行爲と倣したる所なり日本人民は該島に關する歴史的の權利を自覺して終始深厚なる感情を懷き而して其の感情たるや近頃該島を占領したるに因り極度迄熱熾となりたりと述べたり

又ウキツテ氏が『今回の戦争は露國が決して薩哈噠島を以て日本に對する侵略の根據と爲すの意思なきことを充分に證明せり』と云へることに對し小村男爵はウキツテ氏に説くに若し今回の戦争の主たる戦場が滿洲にあらずして沿海州及び黒龍江州に在りしならむには薩哈噠島は必ずや露國の爲に重要な根據たる用を爲したるなるべしとのことを以てせり

次に又小村男爵はウキツテ氏の舉げたる兩國間不和の種子云々に論及し抑も將來の不和なるも

のは領土割讓が相當の理由を缺ける場合に於てのみ有り得るものにして薩哈噠島割讓は決して斯る場合にあらず殊に其の露國に對して求むる所は畢竟同國をして既成の事實を認めしむるに外ならず日本政府は日本國が該島を領有したる曉該島より何等侵襲の行はるゝことに對し黑龍江地方の領土の安全を確保する爲には露國に重要な保證を與ふべしと述べ尙又同男爵は上に詳説したる理由は露國全權委員に於て之を充分なりと認め以て戰爭の法理に基ける他の議論を提起するの已むを得ざるに至らしむるが如きことなきを希望する旨を述べたり

ウキツテ氏は之に答へて自己の意見を變更する理由を見ざる旨を述べ且氏の所見に據れば日本國の歴史的權利なるものは其の根據薄弱なり氏は日本人が海峽を發見したりとの事實は之を知らざりしも此の事實は以て形勢を變化せしむるものにあらず此の發見以後隨分久しき間日本國に在りては何人も薩哈噠島のことと思ひ到りたるものなくムラヴキエフが同島を占領したることとは初めて日本人の注意を該島に惹き露國人が之を併呑することを有益なりとなせる以上は該島たるもの心ずや或る價值あるに相違なしとの思想を生ぜしむるに至りたるなり従て日本國に於ける人民の感情は單に該島を取り得べかりし時に取らざりしことを遺憾とする情に基けるのみ露國に於ける人民の感情は尙一層重大にして本員等が鞏固なる平和に達せむことを欲する限

り之を無視することを得ざるなり若し夫れ將に會議の開かれひとするに際し日本人が該島を占領したることたる只一の軍事的行動たるに止り未だ合法的領有の權利を生ぜしむるものにあらざと述べたり

小村男爵は左記の要旨を摘示して此の問題に關し露國全權委員が交讓の精神を以て再考せむことを求めたり

一日日本國全權委員は露國民の感情を毫も無視するものにあらず然れども日本國民の感情は半世紀以來恆に存在し現に同島を占領したる結果其の感情は極度迄熱熾となりたること

二薩哈噠島の領有は兩國に取りて等しく重要なるべしと雖も此の兩者の間には大なる相違あり露國に取りては只利益の問題に過ぎざるも日本に取りては國安の問題たること

三日本が薩哈噠島を領有することたる國防の目的を以てするに外ならざるを以て露國に對する侵迫となり若は極東の平和に對する危害となり得べからざることを

四露國は二種の執るべき途を有す即ち日本の占領を默認し何事をも爲さずして之を放任し置くか若は該島の處分に關し日本と協定をなすかにあること

五將來兩國の友誼的關係の爲此際雙方の一致を以て満足に此の問題を決し置く方利益なること

ウキツテ氏は小村男爵の此等の論旨に對しては既に充分に答辯し更に之を反覆する必要を見ざる旨を答へたり

此の議論に關する露國全權委員の説明は左の如く之を約言することを得べし

一露國に於ける人民の感情は日本人民の感情よりも尙一層重大なり何となれば該感情は取り得べかりし時に或領土を取り置かざりしことを遺憾とするの情に基くものにあらずして露西亞帝國の一部分を失ふことを遺憾とするの情に基くものなればなり

二薩哈噠島領有のことたる露國に取りては只利害の問題たるに止らず特に國安の問題たり何となれば該島は其の地理上の位置により沿岸黒龍江州への通路を防禦すればなり

三露國が從來薩哈噠島を領有したる状態に依り該島が決して日本に對する侵迫若は極東の平和に對する危害となりしことなく又なり得べからざることを明知すべし

四日本が薩哈噠島を占領せることに對し露國の執るべき途は一あるのみ即ち該占領を權利的の行爲として認むることなく歴史に其の判決を下すの時日を與ふること

五露國全權委員は將來に於ける兩國の友誼的關係の爲此際此の問題を雙方の一致に依り満足に

解決することを利益なりとする小村男爵の意見に全然同意す故に露國全權委員は日本全權委員が其の薩哈噠島に關する意見に就き再考せられむことを望むものなり

右の後各全權委員は薩哈噠島の問題に付同意を得ること能はざるを認め第六條の討議に移ることに決せり

新聞紙に對する通信は起草せられ且各全權委員に依り認諾せられたり(附屬書第四號)

會議は午後零時三十分になり同三時迄中止せられたり

會議は三時に再開し各全權委員は日本全權委員より左記の如く提議したる第六條の討議に進めり

旅順口、大連并に其の附近の領土及び領水の租借權は該租借權に關聯し又は其の一部を組成するものとして露西亞國が清國より得たる一切の權利、特權、讓與及び免許并に一切の公共營造物及び財産と共に之を日本國に移轉讓渡せらるべきこと(英文は附屬書第五號)

露國全權委員は此の問題に就き其の回答書中に於て露國政府は此の條項に對して故障を有せざるも上記地方に對する清國の主權に顧み露國は豫め清國の同意を得るにあらざれば日本に其の權利を讓渡すること能はざるべく且つ該地方に於ける個人の權利は侵さるゝことなきを要す